

# 被保険者の家族構成と扶養関係現況届

## 1. 扶養認定対象者

氏名 \_\_\_\_\_ 続柄 \_\_\_\_\_ 年齢 \_\_\_\_\_ 歳 S.H . . . 生

扶養認定対象者の配偶者の有無

有 → 配偶者の収入源とその収入額

収入源 \_\_\_\_\_ : 約 \_\_\_\_\_ 円/月)

無 → 未婚・死亡・離婚・その他 \_\_\_\_\_

※離婚又は配偶者の死亡の場合は、年月の記載をお願いします。(S.H.R 年 月)

扶養認定対象者が現在まで加入している(していた)医療保険制度

・健康保険 → (協会けんぽ・組合健保・任意継続)

・国民健康保険 → ( \_\_\_\_\_ 国民健康保険)

・共済組合 → ( \_\_\_\_\_ 共済組合)

・その他 → ( \_\_\_\_\_ )

## 2. 扶養する理由を具体的に記入してください。

.....  
 .....

## 3. 扶養認定対象者の収入状況(該当するものすべてに○を付してください)。

年金	1. あり (1) 老齢【基礎・厚生】年金 (2) 遺族【基礎・厚生・共済】年金 (3) 障害【基礎・厚生・共済】年金 (4) 厚生年金基金 (5) 私的年金 2. なし 支給年齢未達・保険料納付済期間の不足・ その他( _____ )	年金額の合計  _____ 円/月
給与	1. パート、アルバイト 2. その他( _____ ) 3. なし	_____ 円/月
雇用保険	1. 受給有(平成・令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日まで) 2. 延長申請済(理由: _____ ) 3. なし(理由: _____ )	_____ 円/日
給付金等	1. 傷病手当金(平成・令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日まで) 2. 出産手当金(平成・令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日まで) 3. なし	_____ 円/日
不動産等	1. 不動産の賃貸等 2. 配当や預貯金の配当利子 3. なし	_____ 円/月
うえに含まれない収入	1. あり→収入源( _____ ) 2. なし	_____ 円/月

記号	番号	被保険者氏名	年齢
			歳

## 4. 被保険者の住居について

持家→所有者: \_\_\_\_\_ 被保険者との関係 [ \_\_\_\_\_ ]

賃貸→家賃: \_\_\_\_\_ 円/月

負担者: \_\_\_\_\_ 被保険者との関係 [ \_\_\_\_\_ ]

被保険者と同世帯の全ての方について記入してください。

氏名	続柄	年収	職業	家計への負担額(月)
	被保険者本人			
	扶養認定対象者			

## 5. 扶養認定対象者の住居について(被保険者と別世帯の場合は記入)

持家→所有者: \_\_\_\_\_ 被保険者との関係 [ \_\_\_\_\_ ]

賃貸→家賃: \_\_\_\_\_ 円/月

負担者: \_\_\_\_\_ 被保険者との関係 [ \_\_\_\_\_ ]

被保険者からの仕送りについて → 毎月 \_\_\_\_\_ 日・ \_\_\_\_\_ 円

仕送り方法について → (銀行等からの振込 ・ 現金書留 )

※銀行振込・現金書留の方法による送金のみ認めます。それ以外のものは一切認められません。

扶養認定対象者と同世帯の全ての方について記入してください。

氏名	続柄	年収	職業	家計への負担額(月)
	扶養認定対象者			

## 6. その他の親族について

被保険者の兄弟の有無

無・有 兄・弟・姉・妹・他( \_\_\_\_\_ )

兄弟を含む親族から扶養認定対象者に対する仕送り(送金)について

無・有 →

氏名	続柄	仕送り額

### 【事務担当者の方へ】

扶養認定対象者によって、被扶養者(異動)届の添付書類が異なります。  
 添付書類を揃える前に、必ず、当健康保険組合宛に「被保険者の家族構成と扶養関係現況届」  
 をFAX送信のうえ、事前に相談してください。 FAX: 03-3242-5303

(裏面)

この「現況届」は、配偶者と子である学生および未就学児以外の家族の扶養申請する場合に必要となります。

被保険者と同じように保険給付を受けられる被扶養者は、健康保険法等によって定められた家族が対象で、被扶養者として認定されるには、主として被保険者の収入により生計を維持されていることが必要です。

扶養の認定に必要な添付書類・認定要件等は、通信機器産業健康保険組合のホームページを参照してください。

必要書類については、状況に応じて別途書類が必要になる場合があります。

添付書類を揃える前に当健康保険組合宛に「被保険者の家族構成と扶養関係現況届」をFAX送信のうえ、事前に相談してください。

**通信機器産業健康保険組合ホームページ → 各種手続き → 家族の加入について → 家族を加入させるとき → 添付書類**

#### 【被扶養者申請に虚偽があった場合】

被扶養者認定時に虚偽あるいは不正な方法で被扶養者資格を得ていたことが判明した場合、健康保険組合はその事実を被保険者に通告し、直ちに被扶養者資格の取消しを行い、同時にその被扶養者に対する医療費などの返還請求を行使することができます。また、その行為が悪質な場合、10万円以下の過料に処す場合もあります。(健康保険法第217条)

#### 《被扶養者認定後に関する注意事項》

被扶養者認定後、扶養の実態や状況が変わり、被扶養者認定条件を満たさなくなったときは、被扶養者から扶養削除の届出が必要です。

◎収入がある被扶養者は、その収入の変動に注意する必要があります。

被扶養者の年間収入は、60歳未満の場合、130万円未満(月額108,333円以下。雇用保険等の受給者の場合、日額3,611円以下)、60歳以上又は障害年金受給者の場合、180万円未満(月額150,000円未満。雇用保険等の受給者の場合、日額5,000円未満)であること条件です。

なお、年間収入とは、過去における収入のことではなく、被扶養者に該当する時点や認定された日以降の年間の見込収入額のことをいいます。

◎被扶養者の削除日は、原則、削除事由の発生した日となります。

被扶養者異動(削除)届は事実発生後5日以内に被保険者証を添付のうえ、健康保険組合へご提出ください。

◎被扶養者認定を満たさなくなった場合は、削除の手続きと同時に、速やかに次の医療保険に加入する手続きをしてください。なお、被扶養者認定条件を満たしていないにもかかわらず、被扶養者から削除せずに被保険者証を使用した場合については、健康保険組合負担分の医療費を全額返還していただくこととなりますのでご注意ください。

**【問合せ先】**  
通信機器産業健康保険組合 適用課  
電話 03(3242)5451  
FAX 03(3242)5303

被扶養者認定は、届出された関係書類により厳正に審査を行います。必ずしも届出のすべてが被扶養者として認められるわけではありません。あらかじめ承知おきください。